

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第142回）議事概要

1 日 時

令和6年3月21日（木）9時30分～10時27分

2 場 所

Web会議による開催

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

三友 仁志（部会長）、山下 東子（部会長代理）、相田 仁、大谷 和子、
西村 暢史、西村 真由美、藤井 威生、森 亮二、矢入 郁子

（以上9名）

(2) 総務省

今川総合通信基盤局長、木村総合通信基盤局電気通信事業部長、
渋谷総合通信基盤局総務課長、
井上料金サービス課長、柴田料金サービス課課長補佐、
柴田料金サービス課課長補佐、
安西料金サービス課消費者契約適正化推進室長、
佐藤料金サービス課消費者契約適正化推進室課長補佐、
山内サイバーセキュリティ統括官
豊嶋官房審議官（国際技術、サイバーセキュリティ担当）、
小川サイバーセキュリティ統括官室参事官（総括担当）、
酒井サイバーセキュリティ統括官室参事官（政策担当）
佐藤サイバーセキュリティ統括官室企画官

(3) 事務局

坂平情報流通行政局総務課課長補佐

4 議 題

(1) 答申事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気
通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和6年度の接続料の改定等）
について【諮問第3176号】

審議の結果、本件について、諮問のとおり認可することが適当との答申
をした。

【内容】

本件は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第33条第2項に基づく接続約款の変更認可について答申をしたもの。

イ 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（令和4年総務省令第6号）の一部改正について【諮問第3177号】

審議の結果、本件について、諮問された省令案に法令上の修正を加えた上で、改正することが適当との答申をした。

【内容】

本件は、「消費者保護ルールの在り方に関する検討会」での議論を踏まえ、期間拘束契約に係る違約金等に関する制限の経過措置の廃止時期等を明確化するため、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（令和4年総務省令第6号）の一部改正について答申したもの。

ウ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく令和6年度の接続料等の改定）について【諮問第3178号】

審議の結果、本件について、諮問のとおり認可することが適当との答申をした。

【内容】

本件は、電気通信事業法第33条第2項に基づく接続約款の変更認可について答申をしたもの。

(2) 諮問事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定について【諮問第3179号】

審議の結果、本件について意見募集を実施し、意見募集の結果を踏まえ、基本料等委員会において調査・検討を行うこととした。

【内容】

本件は、令和6年10月1日から令和7年9月30日までの間における、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に対して適用する特定電気通信役務の基準料金指数の設定について諮問を受けたもの。

イ 国立研究開発法人情報通信研究機構法第18条第2項に規定する特定アクセス行為等実施計画の認可について【諮問第3180号】

審議の結果、諮問のとおり認可することが適当との答申をした。

【内容】

本件は、国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律附則第2条第5項の規定に基づき、同法による改正後の国立研究開発法人情報通信研究機構法第18条第2項に規定する特定アクセス行為等実施計画の認可について諮問を受けたもの。

(3) 「諮問を要しない軽微な事項について」(平成20年9月30日 情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第5号)の一部改正について

審議の結果、改正することが適当との部会決定をした。

【内容】

本件は、国立研究開発法人情報通信研究機構法附則第八条第四項第一号に規定する総務省令で定める基準及び第九条に規定する業務の実施に関する計画に関する省令の全部改正に伴い、必要となる規定の整理のため、「諮問を要しない軽微な事項について」(平成20年9月30日 情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第5号)における該当部分の改正を行うもの。

本部会にて配付された資料をご覧になりたい方は、総務省HPにおいて公開しておりますのでご覧ください。

また、総務省において、閲覧及び貸し出しを実施しておりますので、下記までご連絡をお願いいたします。

担 当：総務省情報流通行政局総務課審議会係 坂平・望木

電 話：03-5253-5694

メール：ip-council@soumu.go.jp